

岐阜県公報

第 百 三 十 三 号
令 和 二 年 九 月 四 日
(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

(農 業 経 営 課) 四四五

告 示

知事指定薬物の指定の失効

(業 務 水 道 課) 四四六

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 四四六

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 四四六

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 四四七

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

(可 茂 農 林 事 務 所) 四四七

規 則

岐阜県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十号

岐阜県農業共済組合等検査規則

岐阜県農業共済組合等検査規則(平成十二年岐阜県規則第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び農業共済事業を行う市町村(以下「市町村」を「又は農業共済組合から業務の委託を受けた者(以下「受託者」に改め、「市町村」にあつては、当該共済事業に係る業務又は会計。以下同じ。)」を削る。

第六条中「責任者」を「理事(受託者にあつては、監事等以外の役員。以下同じ。)」その他の責任者」に改める。

第九条及び第十条第一項中「責任者」を「理事その他の責任者」に改める。

第十三条中「一」を「いずれかに」に、「二」には、検査員は「を」において、検査員は、「」に改め、同条第二号中「責任者」を「理事その他の責任者」に改め、同条第五号中「前号まで」を「前各号」に改める。

第十四条第一項中「を終了するに際して、農業共済組合にあつては責任者及び監事に、市町村にあつては責任者及び検査委員」を「の終了に際し、理事及び監事又はその他の責任者」に改め、「口頭をもって」を削り、「責任者又は監事若しくは検査委員」を「理事及び監事」に、「それについての」を「当該講評に対する」に改める。

第十五条第二項中「認められる」を「認める」に、「農業共済組合にあつては組合長

理事、市町村にあつては市町村長を「これを理事」に改め、同条第三項中「組合長理事に対しては」を「理事に対し」、「に改め、」、市町村長に対しては同法第二百一十一条の規定による必要な指示」を削り、「組合長理事又は市町村長」を「理事」に改め、同条第四項中「農業共済組合にあつては」を削り、「監事会」を「監事会」に改める。
別記第一号様式中「計四」を「烟草」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百四十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 四 メチル ー フェニル ニ (ピロリジン ー イル) ペンタン ー オン
及びその塩類 (通称 P i H P、 P H i P)
- 2 N ー ー ニ (フラン ニ イル) エチル「ペリジン 四 イル」 N
フェニルプロパンアミド及びその塩類 (通称 F u r a n y l e t h y l f e n t a
n y l、 F U E F F)
- 3 ニ (ニ・五 ジメトキシ 四 メチルフェニル) ニ メトキシエタンアミン
及びその塩類 (通称 B O D、 M E T H O X Y 2 C D)
- 4 N フェニル N ー ー (ニ フェニルエチル) ビペリジン 四 イル「ニ
メチルプロパンアミド及びその塩類 (通称 I s o b u t y r y l f e n t a n y
1)
- 5 一 (シクロヘキシルメチル) ー H インドール ミ イル「四 メトキ

シナフタレン ー イル) メタノン及びその塩類 (通称 C H M O 八一)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。

三 指定の効力を失う日

令和二年九月五日

岐阜県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町小谷字岩平二九の一・三〇・三一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、令和二年九月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	本 関 巢 線	関市千疋字西柳原一〇六一番一地从先から同市同 字同 四番地先まで	前 後	八・四 一・九 五	一五五・〇	
		一〇六	後	二・二 三・六 五	一五五・〇	

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三都市政策課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「国が行う国土調査の実施の方法に対する」を「規定による」に改め、同欄第二号中「国の」を「規定による」に改め、同欄第三号中「市町村等が行う国土調査の」を「規定による」に改め、同欄第四号中「特定計画に関する」を「規定による」に改め、同欄第五号中「地籍調査に関する県計画」を「規定による計画」に改め、同欄第六号中「地籍調査に関する県計画に基づく」を「規定による」に、「国土交通大臣への」を「規定による」に改め、同欄第七号中「実施計画」を「規定による実施に関する計画」に、「並びに国土交通大臣への」を「及び」に改め、同欄第八号中「事業を行う者への国土調査の実施の」を「規定による」に改め、同欄第九号中「市町村等への」を「規定による」に改め、同欄第十号中「国土調査に関する重要事項の国土利用計画審議会」を「規定による審議会等」に改め、同欄第十一号中「の国土調査の成果（地図及び簿冊をいう。）の」を「及び第二十一条の二第三項の規定による」に改め、「及び同条第三項の修正」を削り、同欄第十二号中「国土調査の実施に関する事務」を「規定による報告の請求又は勧告」に改め、同号を同欄第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

12 法第十七条第三項（法第二十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による地図及び簿冊の修正

この訓令は、令和二年九月二十九日から施行する。

附 則

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

